様式第6号

**専門家派遣事業指導承諾書**

特定非営利活動法人

島根県障がい者就労事業振興センター　理事長 様

**１．指導先及び指導内容**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人名 |  | | 所在地 |  | | | |
| 事業所名 |  | | 工賃事業内容 |  | | | |
| 代表者氏名 |  | 職員数 | 人 | 担当者 |  | | |
| 派遣時期 | 令和　　年　月　　日〜令和　　年　月　　日 | | | | | 派遣回数 | 回 |
| 標準所要時間 | 時間 | | | | | | |
| 指導内容 | 経営／会計／製造／商品開発／販売・営業／新事業／その他（　　　　　） | | | | | | |

**２．指導者謝金・旅費**

①謝金　１時間あたり、１０，０００円（消費税等を含む）

②旅費　「障がい者就労事業振興センター事業」の専門家派遣事業旅費規程による。

（ガソリン代：１kmあたり２０円）

**３．実績の報告と支払時期及び方法**

各回の派遣終了ごとに、「専門家派遣事業指導報告書（専門家用）」（様式第７号）と関係資料を提出し、全ての派遣が終了後、「専門家派遣事業に係る請求書（中間・精算）」（様式第11号）を島根県障がい者就労事業振興センター（以下、「振興センター」という）宛に送付のこと。

本事業完遂による対価請求があったとき遅滞なく本事業完遂を確認し、本事業完遂が確認されれば対価請求があった月の月末から30日以内に、指定された口座に振り込むものとする。

なお派遣期間が3ヶ月を超える場合、初回の派遣から3ヶ月を過ぎた時点でそれまでの派遣について中間払い請求をすることができる。その場合は「専門家派遣事業に係る請求書（中間・精算）」（様式第11号）を振興センター宛に送付することとする。

**４．秘密の保持**

本事業を引き受けることにより知り得た対象企業等の企業秘密について秘密保持誓約書に基づき厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

上記内容を確認し、振興センターが実施する専門家派遣事業の指導依頼について、承諾いたします。

令和　　年　　月　　日

所 在 地：

所　　属：

専門分野：

氏　　名：　　　　　　　　　　　　印